



特集. 法テラス震災特例法による  
震災法律援助業務の実施とその展開

---

# 特集 法テラス震災特例法による 震災法律援助業務の実施と その展開

平成24年3月、東日本大震災から1年あまりが経っても、被災者の生活再建には程遠く、復興は緒についたばかりであった。このような状況の中、同年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、平成24年4月1日より、震災法律援助業務が、法テラスの主業務のひとつとなった。

法テラス震災特例法による震災法律援助業務には、被災者の実情に沿った支援を可能とするための工夫が盛り込まれている（民事法律扶助と比較した震災法律援助の特色は資料6-1のとおり）。法テラスでは、「法テラス南三陸」（平成23年10月開所）を皮切りに、山元、東松島、大槌と、平成23年度中に合計4か所に被災地出張所を設けていたが、法テラス震災特例法に基づく法律援助業務は、相談者の資力を問わないことから、法律相談の利用しやすさを格段に高め、出張所の活動にさらなるはずみをつけた。

平成24年度は、これら4か所に続き、新たに「法テラス二本松」（福島県二本松市）、「法テラスふたば」（福島県双葉郡広野町）、「法テラス気仙」（岩手県大船渡市）の3つの被災地出張所が設置され、7つの拠点において業務を行う体制が整った。

出張所では、被災者は相談需要にワンストップで応じられるよう、消費者庁・国民生活センターと連携し、情報提供業務の一環として、各種専門士業による「よろず相談」を実施している。平成25年度は、消費者庁の地方行政活性化基金を利用し、自治体との連携により業務を継続する予定である。

また、震災法律援助は、震災時に一定の被災地

に住んでいれば、県外に避難しても利用することができる。原発事故に伴う放射能被害による、福島県から県外への避難者は56,920人（平成25年3月7日現在）に上り、47都道府県に及んだことをうけ、法テラスでは、全国50か所の地方事務所いずれにおいても、担い手となる震災法律援助契約弁護士を確保している。

この体制を活用し、浪江町（福島県）とは、自治体からは手の届きにくい西日本への避難者の支援について協力関係を構築した。岩手県とは、情報提供での連携を機に、被災者の生活再建のための総合的な相談支援について協働することとなった。個々の被災者だけではなく、被災者を支える自治体側にも、法的知識・能力を持つ人材が必要とされている。法テラスでは、平成25年度から、常勤弁護士を被災自治体に派遣するという新たな取り組みを始めた。平成25年10月末現在、宮城県東松島市・気仙沼市、福島県相馬市・浪江町へ派遣している。

以上のように、平成24年度からの法テラス震災特例法の施行を受け、法テラスでは、より一層力を入れて被災者支援に取り組んでいる。本特集では、法テラス震災特例法施行から1年の実績及び法テラスの活動を振り返り、被災者の現状や法的ニーズ、法テラスに期待される役割等について検討の一助にしようとするものである。

## 平成24年度

平成24年

4月1日

### 法テラス震災特例法執行

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が施行。

法テラスはこの法律に基づき、施行日から3年間にわたり「震災法律援助業務」を新たな業務として実施する。

9月30日

### 法テラス二本松開所

福島県内初となる被災地出張所「法テラス二本松」がオープン。

11月16日～12月2日

### 「被災地の暮らしと法律に関する意識調査」実施

東日本大震災の被災地において、被災した方々が抱える法的支援のニーズを把握することを目的に実施。

平成25年

2月26日

### 常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣決定

被災自治体での人材確保を推進する総務省施策を活用し、東松島市、日弁連、法務省との協議の上、常勤弁護士を派遣することを決定。

3月17日

### 法テラスふたば開所

福島県双葉郡広野町に沿岸部（浜通り）では初となる被災地出張所を設置。

3月24日

### 法テラス気仙開所

岩手県大船渡市に県内2番目、被災3県で7番目となる被災地出張所を開所。

3月25日

### 「東日本大震災の被災者等へ法的支援に関するニーズ調査」結果報告

平成24年11月16日～12月2日に行った調査の結果について記者報告。報告書は法テラスHP上に公表。

3月27日

### 連携した被災者支援の推進に向け、岩手県と協定書を締結

地方自治体が法テラスと協定書を締結し総合的な被災者支援について協働する、全国初の取組み。



▲ 法テラス二本松



▲ 法テラスふたばの相談室。テレビ電話による相談ができる



▲ 法テラス気仙

# 谷垣禎一法務大臣に聞く 「法テラスに期待する」

谷垣禎一法務大臣は、東日本大震災による被災地の復旧・復興にかかる司法の役割に重大な関心を寄せてくれました。今般、法テラスの被災者支援活動に対する評価や期待などについて率直なご意見をいただきました。  
(聞き手：法テラス事務局長相原佳子 平成25年7月30日)



谷垣禎一(たにがき・さだかず)  
法務大臣。昭和20年東京生まれ。昭和57年に弁護士登録、昭和58年衆議院議員初当選。科学技術庁長官、財務大臣、国土交通大臣等を歴任し平成24年12月より現職。趣味は登山、サイクリング、ワイン。

## 困っている方々の下へ 飛び込んでいく姿勢は 極めて大事

—— 法テラスの被災地出張所の活動にどのような印象を持たれているのでしょうか。

**大臣** 出席した法テラス気仙の開所式や同日開催された無料法律相談会には地元各市町村から多数の方が来られていました。法テラスへの期待や需要が大きいことを改めて実感しました。

—— 出張所では、例えば仮設住宅の集会所で行っているお茶会で世間話をするところからコミュニケーションをスタートさせています。

**大臣** 以前、インドネシアの大臣がバンダ・アチエであった大地震・津波の復旧・復興について、インフラ整備をある程度進めることはできたが、重要なのは大災害によるトラウマを抱えた人々の心のケアだと言っておられました。

地元に関する相当の経験や知識を持つ出張所の職員が仮設住宅などに出かけて行って現地の方に積極的にアプローチすることは、インドネシアの大臣が言われていた心のケアといった効果もあると思います。

—— 出張所では、高齢者やお体が不自由な方たちのために、弁護士が巡回相談車で自宅や仮設住宅まで伺って法律相談を受けるといふ活動を行っています。

**大臣** 今回の大震災では、集落自体が破壊され、高齢の方や障がいをお持ちの方は身動きがとれないことも多いのでしょうか。ですから、弁護士だからといって事務所にいるばかりでは、有効な活動にはならないでしょう。

また、自分では抱えている問題が法律問題なのかどうか分からないといったことや、自分からは相談機関へ行きにくいというような気の重さなども、被災者の方々に



はあるのかもしれませんが。ですので、弁護士の側から困っている方々に飛び込んでいく姿勢は極めて大事なことだと思います。

### 専門性が生かされた取組み 「よろず相談」「自治体派遣」

—— 出張所では、税理士、土地家屋調査士等の隣接士業の方々による、いわゆる「よろず相談」も実施しています。

**大臣** 法律問題は、それだけで単独で存在する訳ではありません。現実には、法律面の問題の他に、税の問題があったり、建物の問題もあったりして、さまざまなことが絡み合っています。ですので、ワンストップサービスという工夫は非常に必要なことだと思います。行政も縦割りのところがありますが、困っている方が抱えている問題は、そういった縦割りになっている訳ではありませんから。

—— 法テラスでは、常勤弁護士を、東松島市をはじめとする被災自治体に派遣する活動も行っています。

**大臣** 被災自治体は、復興に関連しているような法律問題が大量に発

生していると思います。このような時期に弁護士と一緒に対処できるというのは、自治体側にとっては非常にプラスになるだろうと思います。

また、こういう大震災があった時に、法律家が本来持つておられる問題解決能力を発揮していただければ、弁護士、法律家としての職域を開拓していくことにもつながっていくし、広い意味で言えば、法の支配を行き渡らせることにもつながります。

### 変化する法的ニーズの把握、 法律専門家の有用性の周知 徹底が必要

—— 震災特例法に基づく業務の実施状況につきどのようにお感じですか。

**大臣** 特例法に基づく震災法律援助は活発に利用されており、その高い需要は依然として維持されています。制度の周知が進んだことと、最近になって問題を法的に解決する必要性が高まってきたということもあると思います。ところで、被災地では、必要とされる法的なサービスやニーズが時間が経つにつれ変わってきているので

はないかと思います。どこに新しい問題があるのかということを中心に把握していく必要があると思います。

—— 法テラスの認知度についてどのようにお考えですか。

**大臣** 被災地では職員の方が活発に動かれているので認知度は高くなっていると聞いています。私は、被災地に限らず、自分が抱えている問題が法律問題なんだと意識できないでいる方はたくさんいると思います。そういった方々に、法律専門家の有用性をもっと周知徹底する活動が必要だろうと思っています。

—— 今後の法テラスの被災者支援についてお聞かせください。

**大臣** 震災特例法により法テラスの使い勝手はよくなったと思っています。だからといって被災地の法的ニーズが施行期間の3年間で片付いてしまうかという、そうはいかないと思っています。まだまだ法テラスへの期待も需要もあるでしょうから、法テラスには、今後もますますがんばっていただきたいと思っています。

# アウトリーチの最前線で

## — 法テラスの被災地出張所における取り組み —

法テラスでは、平成23年10月、宮城県本吉郡南三陸町に南三陸出張所を開設し、その後平成25年3月までに、合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所では、当初から、所在地の弁護士会・司法書士会の協力の下、無料法律相談の体制を整えていたが、震災特例法の施行によって、被災者であれば資力を問わず一律に法的支援を提供することができるようになり、法律相談等の利用しやすさは格段に高まった。

出張所はいずれも、沿岸部の津波被災地や、原発事故の被害者が多く住む地域におかれ、車内で法律相談のできる移動相談車両（法テラス号）を備えて

いる。消費者庁・国民生活センターとの共催事業として、各種専門士業による「よろず相談」も実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップ的に対応できるようにしている。各出張所には地元で採用された専属の職員がおり、自治体や福祉団体等との日常的な連携を図るとともに、仮設住宅を個別訪問するなどして、被災者と司法の橋渡しをしている。

本節では、被災者に最も近い法的支援の拠点として、震災法律相談をはじめとする震災法律援助業務を最前線の現場で実施している各出張所の活動を、その実績とともに、職員や利用者の声も交えて紹介する。

- ★ 法テラス南三陸 (21P)** / 手作りの「ほっと」News。一人ひとりに手渡しし、名前を憶えもらう
- ★ 法テラス大槌 (26P)** / 要望の多い休日・夜間無料相談を増やし対応
- ★ 法テラス気仙 (27P)** / チャリを手渡し、会話が生まれる
- ★ 法テラス山元 (22P)** / 移動相談車「法テラス号」が、全被災地出張所に配置されている
- ★ 法テラス東松島 (23P)** / 町内掲示板に法律相談の案内を掲示
- ★ 法テラス二本松 (24P)** / 「人の集まる場所」づくりのきっかけに
- ★ 法テラスふたば (25P)** / 室内には季節感を演出した装飾

# 復興の第一歩は、法的解決から —法テラス南三陸

## 法テラス初の被災地出張所

『『ここがあってよかった』と今では多くの利用者から言っていただけになりました』と話すのは菊田清一主幹。ここ南三陸出張所は、法テラス初の被災地出張所だ。宮城県北東部沿岸にあり津波の被害の大きかった南三陸町では、震災以前は常駐の弁護士がいないいわゆる司法過疎地域。車で1時間以上離れた気仙沼市や仙台市までいかなければ直接相談できなかった。

活動を始めた当初は、法テラスは町民にほとんど知られていなかった。名前を知ってもらうための広報活動も手探りで、職員3名が管内の仮設住宅を一戸ずつ訪問しチラシを配布した。「法律相談」や「弁護士」に対して敷居の高さを感じている人々に、雑談をしながら心がほぐれ受け入れてもらうまで、何度も通ったという。仮設住宅住民の見守りを担う町社協被災者支援センターの支援員の協力を得て、58か所の集会所で行なわれるお茶会等の催しにも重ねて足を運んだ。被災地におけるアウトリーチの拠点として培ってきた知識、経験は、後発の出張所へも受け継がれている。今も仮設住宅の定期訪問は欠かさない。

## やっと芽が出てきた

開所してから2年近く、地道に広報活動の種を撒き、いまやっとその芽が出てきた。チラシや自治体広報誌を見た、知人・友人から紹介されたという利用者やリピーターが増えてきている。隣接市からの利用者や町内の一般住民の利用も多くなってきた。

相談内容は、震災関連の相談は時間の経過とともに減少傾向にある。住まいや不動産の問題から、いまは家族関係の相談が増えている。内閣府男女共同参画局との連携事業である「女性の悩みごと相談」では、DV相談も増えてきた。小野寺係員、遠藤係員によれば漁師町という土地柄のせいか、DVという認識がなく悩んでいた女性たちが、法テラスができて相談ができるようになったのではないかということだ。

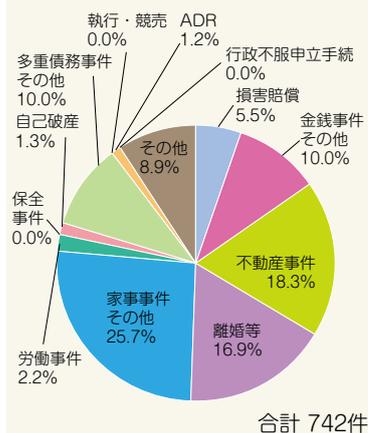
今後の課題は、法的問題があることに気がついていない人たちに利用してもらえるようになること。菊田主幹はいう「一人でも多くの人に法テラスに来ていただきたい。復興への第一歩は、法的解決から始まるのだから」



前から小野寺理恵係員、菊田清一主幹、遠藤陽子係員

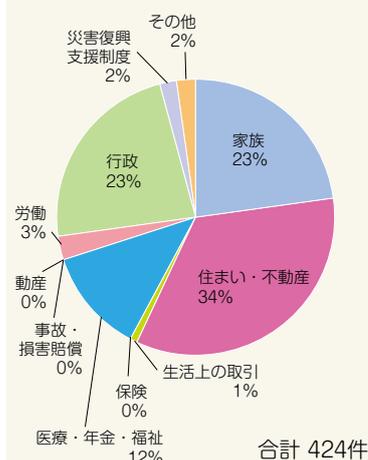
### 資料 特-1

#### 震災法律相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



### 資料 特-2

#### よろず相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



# 法テラスがあることが、安心につながる —法テラス山元

## 移動相談車、法テラス号が行く

山元出張所は、法テラス第2番目の被災地出張所として開所した。出張所のある山元町は、宮城県沿岸部、震災による壊滅的な被害を受けた地域のひとつだ。仙台市から離れた地域にあり、法律相談窓口を簡単に利用することは難しい状況でもあった。

開所以来、仮設住宅でのチラシのポスティング、自治体広報誌や地元河北新報による巡回相談等の情報掲載など、広報活動を精力的に行ってきた。2市2町の災害FMによる相談呼びかけも、人々の間で法テラスの名を浸透させてきたようだ。

認知が高まるとともに、巡回相談の要請が自治体から多く寄せられている。日中相談が可能な方々の多くは高齢者が多く、なかなか出張所に足を運べない。移動相談車「法テラス号」が弁護士を乗せ、各自治体から提供を受けた会場を回り、相談会を行う。小泉仁主幹はいう「私たちがみなさんの近くまで行くことで、相談を諦めていた方に利用していただけるようになりました」。特に山元町に近接する県南地域での法律相談の受け皿は少なく、法テラスの巡回相談への需要が高まる。

## 特例法は3年、しかし問題は終わらない

法テラス・サポートダイヤル勤務の経験を持つ鈴木係員、玉澤係員。「どこに話していいかわからなくて電話をかけてくる方もいる。ていねいに話を聞き、相談に入っていただく」という。相談者から「来てよかった」「解決したよ」と連絡をいただくこともある。相談内容は、離婚相談が最も多い。これまで相談自体ができなかったところ、法テラスができたことで相談がしやすくなっているのかもしれないという。

「仮設住宅を回っていると、住宅のお悩みをきく。仮設を出れば生活資金が問題になってくる。みなさんの生活をどこまで支えられるのか」という小泉主幹。仮設住宅から出られない人たちもいる。少なくとも次の生活に移れるまでは、相談する場所があってほしいという声は多い。なにが問題なのかわからない人たちもいる。自治体の復興計画が進むにつれ、問題が顕在化してきた時、法的支援が必要になってくるだろう。被災地出張所へ期待が寄せられている。

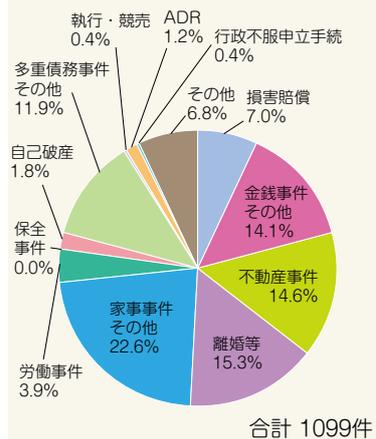


左から鈴木江利子係員、小泉仁主幹、玉澤係員

●法テラス山元（平成23年12月1日開所）／宮城県亘理郡山元町浅生原字日向13-1

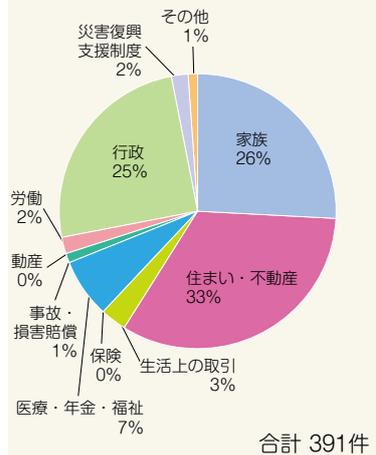
### 資料 特-3

#### 震災法律相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



### 資料 特-4

#### よろず相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



# ワンストップサービスで、さまざまな法的問題等に応える —法テラス東松島

## 各種専門家が連携し、 相談対応

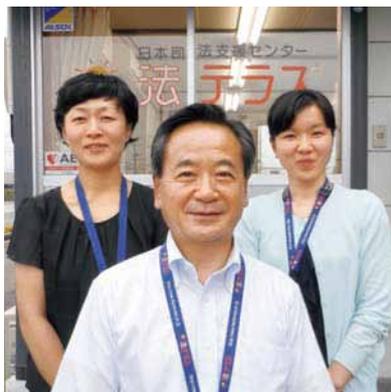
東松島出張所のある東松島市は、仙台市から北東に約30キロの距離にある。東日本大震災による浸水地域は市街地の65パーセントにも及び、全国の被災市町村中最大であった。復興をめざし自治体の土地買上げ、集団移転事業が進む中、被災地の方々の抱える問題は、地域や時間の経過によっても多様になっていく。

こうした被災者の実情に合った支援を可能にするために被災地出張所では、相談者が1か所で各種専門家にさまざまな相談ができるワンストップの相談サービスを行っている。出張所によって異なるが、よろず相談にあたるのは司法書士、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士だ。個別の相談にとどまらず、関連した問題に連携して相談にあたる。たとえば、土地買上げに絡む遺産分割問題では、遺産分割協議書作成や登記について司法書士に、相続税について税理士に聞く。家屋リフォームで高額請求されたケースでは建築士から建築行程等について専門的アドバイスを、弁護士には損害賠償請求について相談する、といったことができるのだ。

## 効果的なワンストップサービスの実現をバックアップ

飛嶋章主幹によれば、被災者の中には高齢であることやDV被害等により、精神的なサポートが必要と思われる方もいる。そうした方が有意義な相談ができるよう、本人の了承を得てまず社会福祉士と相談、次に社会福祉士同席のもと弁護士相談をするといったこともある。相談者の状況に合わせてどの専門家に担当してもらうのがよいのか、職員は受付や予約電話の段階で判断することが必要だ。「相談者の言葉に耳を傾け、ていねいに聞き取る」と猪又係員がいうように、職員全員が、弁護士や専門家らの効果的なワンストップサービスの実現をバックアップする。

東松島では専門相談件数は月平均70件に上り、法律相談件数は100件を下ることはない。「法テラスの認知度はあがっており、公的団体であることも信用に結びついていることを実感する」という菅原係員。被災地の人々の中で、確実に法テラスの存在が浸透してきているようだ。

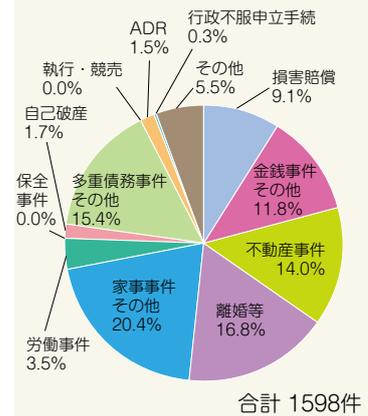


左から菅原夕紀係員、飛嶋章主幹、猪又絵美係員

●法テラス東松島(平成24年2月5日開所) / 宮城県東松島市矢本字大溜1-1 (市コミュニティセンター西側)

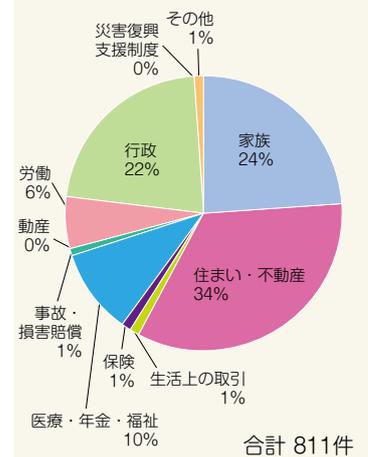
### 資料 特-5

#### 震災法律相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



### 資料 特-6

#### よろず相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



# 地域のニーズに幅広く応えていく —法テラス二本松

## 避難者だけではなく、 地元に埋もれていたニーズが 掘り起こされる

二本松市は、福島の中通りに位置するが、浪江町の仮町役場が置かれ浪江町の避難者が多いことから、福島県初の被災地出張所が開設された。実際の相談者は、もともとの二本松市民が約4割、浪江町避難者約1割で、近隣市町村からの来所者も多い。二本松出張所では平日は毎日弁護士の法律相談を実施している。福島市や郡山市の公的な法律相談場所では毎日実施していないため、急ぎの方は二本松出張所に来所されることもあるそうだ。「これまでは福島か郡山の相談所に行くしかなかった。ここでは待たずに法律相談ができる。近くにできてありがたい」「以前、東京の法律事務所が開催した法律相談会に行ったが、土地境界のことなので土地勘のある地元の弁護士に依頼したかった。ここは地元の弁護士や土地家屋調査士もいるので、一度に相談ができて助かった」という利用者の声も聞かれる。原発事故に関連する相談はもちろん多いが、それだけではなく、地元の法的ニーズに広く応えているといえる。



左から菅野美幸係員、佐藤俊英主幹、大内知恵係員

●法テラス二本松（平成24年9月30日開所）／福島県二本松市本町1丁目60番地2（旧安達地方広域行政組合自治センター）

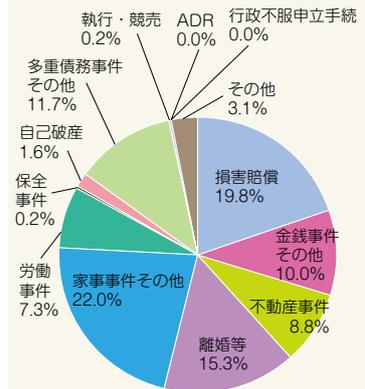
## 人が集まる場所に行く、 人の集まる場所になる

「二本松で人が一番集まる場所はどこ？」大内係員、菅野係員は生活者目線で知恵を絞り、2週間に1度、大型スーパーマーケットの前でチラシを配っている。当日や翌日は電話が増えるそうだ。サッカー台（購入商品を袋詰めにする台）にも、名刺大の法テラス二本松カードを置いてもらっている。チラシ配りをすると、いろいろな方と直接話しができるのもメリット。「本当に無料なの?」「小さな悩みなんだけどいいかしら?」「ほかの人に漏れないかなあ…」あと一歩が踏み出せない方には、そっと後押しをすることもできる。もちろん元二本松市職員だった佐藤俊英主幹を中心に、自治体など関係機関も地道に回っている。

法テラスが「人の集まる場所になる」工夫もしている。幼稚園にお願いし、子どもたちに塗り絵をしてもらい、事務所入り口にギャラリーのように展示する試みだ。子どもの絵を見るために、親が来てくれる。他にも、既存の建物を利用し被災地出張所の中で唯一会議室スペースを持つ二本松出張所は、この利点を生かし、市民向けセミナー「相続登記あれこれ」を開催した。セミナー後の個別相談会は好評を博し、継続的なセミナー開催も検討している。

### 資料 特-7

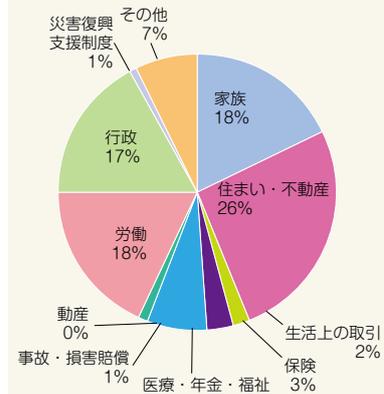
#### 震災法律相談件数及び内訳 (平成24年9月30日～平成25年3月31日)



合計 510件

### 資料 特-8

#### よろず相談件数及び内訳 (平成24年10月1日～平成25年3月31日)



合計 111件

# 制度を生かし、支援に結びつけるために —法テラスふたば

## 原発問題等、 法的サポートの拠点

福島県内の原発問題をはじめとする法的サポートの拠点としてオープンしたふたば出張所。沿岸部のいわゆる浜通りにあり、広野町、川内村など双葉郡の地域や楡葉町など双葉郡からいわき市内に避難している方々に利用されている。

開所以来寄せられる相談は、原発関連の相談が最も多い。ただし代理援助へ結びつくケースはまだ少ない。法テラス震災特例法では、ADRや賠償請求の書類作成も援助の対象だ。制度を生かしどのように支援につなげていくかが課題という。

「東電への損害賠償請求期間の周知にも力をいれている」と話す塚越義英主幹。福島第一原発事故で避難を指示された約16万人の内、1万人が東京電力に損害賠償を請求していないといわれる。損害賠償請求権の時効は3年。特別な立法措置が取られない限り早い人だと平成26年9月には時効成立だ。原賠ADR時効中断特例法によれば、原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てれば時効は中断するが、していなければ救済はされない。知らない人も多く、仮設住宅に住んでいない人、自主避難している人たちへの情報提供に力を入れる。

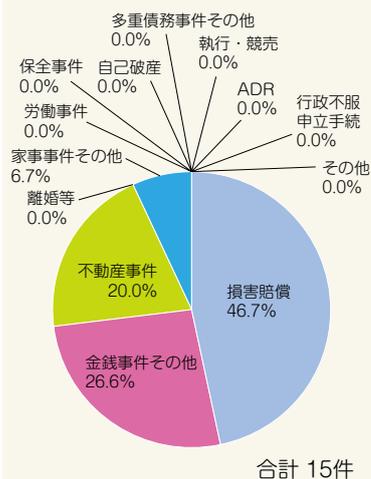
## 法テラスに来てください！

ふたば出張所では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治体等に出張所見学を呼びかけ、いくつかの関係先が訪れ始めている。狙いは、実際に出張所を見てもらい理解を深めてもらうこと。相手機関との連携強化にもつながる。法的支援を必要としている人たちにとっても、こうした公的機関から法テラスを紹介されれば、安心して出張所に行けるだろう。

相談者を受け入れる出張所でもさまざまな配慮がなされている。室内には季節感を演出した装飾や生花を配し、訪れた相談者の緊張をほぐす。周囲の人を気にせず話せるよう童謡のBGMも流している。新妻係員は、「親しみやすく相談しやすい雰囲気を作りたい」と話す。受付では、相談者に合わせてかみ砕いた説明や、話しやすくなる工夫をするという相原係員。「法律相談はやってもしかたないという方たちも多くいます」と塚越主幹。進展のみえない原発損害賠償、元の生活には戻れないという諦めが法的救済への期待を失わせているという。こうした人たちに、法テラスを利用し、生活の立て直しに役立ててもらうため、ふたば出張所では試行錯誤が重ねられている。

### 資料 特-9

#### 震災法律相談件数及び内訳 (平成25年3月17日～平成25年3月31日)



### 資料 特-10

#### よろず相談件数及び内訳 (平成25年3月17日～平成25年3月31日)

家族	1件
住まい・不動産	1件
生活上の取引	1件
合計	3件



左から相原信夫係員、塚越義英主幹、新妻由佳子係員

# 被災現場の最前線で —法テラス大槌

## 目の前には津波の爪痕がまだ生々しく

大槌出張所は、津波に襲われ火災も発生した旧大槌小学校（現在は改装して大槌町役場として使用）の敷地の隅に建てられている。目の前にはいまだに津波の爪痕が残る野原のような景色が広がり、吹く風には潮の香りが混じる、まさに津波被害現場そのものに立地する事務所だ。

斉藤文夫主幹は町職員OBとして避難所で被災者のお世話をしていたが、つらいことがあっても直接には要望を伝えられない人や、戸籍等を自分でとるのも大変だろうなという人をたくさん見てきた。行政や司法と被災者の間のつなぎ役ができたならと、法テラスに勤めることにしたという。大槌では開所以来、相続の相談が多く、人的被害が多かったという被災の深刻さを示している。震災後2年経って、土地買い上げに関する相談も増えてきた。夜間・休日相談も行っており、好評なので相談日を増やした。相談者の要望に応じ法テラス号を使って事務所への送迎をすることもあり、交通手段を持たない方から喜ばれている。



左から阿部美紀子係員、斉藤文夫主幹、前川育子係員

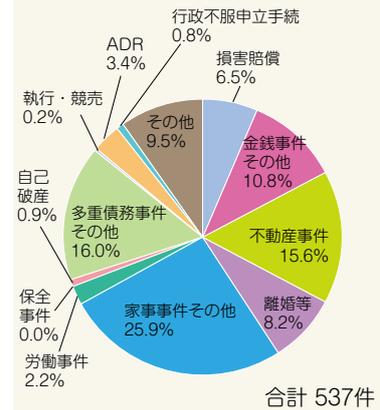
## 職員も被災者である一市民。だからわかる、伝えられる

阿部係員、前川係員は、自身らが仮設住宅に暮らす被災者である。これまで法律関係の仕事に就いたことはない。法テラスで勤務するにあたり、最初は「なにか場違いな所に来ちゃったかも?」と感じていたようだ。しかし、2人とも「だからこそ、相談者の気持ちわかる」という。「相続」と言っただけでは自分には関係ないと思っている人も、「流された家や土地は誰の名義になってるの?亡くなった人の名前のままで買い上げてもらえないよ」と、かみ砕いて説明すると、問題に気づくそうだ。相談者の心情に沿った対応を心がけている。

大槌出張所では地域の社会福祉協議会や福祉課が主催する「お茶っこの会」「楽々体操の会」などにも頻繁に参加している。その際に相談担当の弁護士が同行することもある。もっとも盛り上がったのは、弁護士が参加者に弁護士バッジを間近に見せた時。「本物初めて見た」「弁護士さんって結構気さくなんだね」と、会話も弾んだそうだ。斉藤主幹は「もともと法律事務所のない地域で、弁護士を見るのも初めてという人がほとんど。まずは親しみを持ってもらうことが大切」という。最近では、再利用や口コミでの利用も増えてきた。被災現場の最前線で、大槌出張所は着実に地域に溶け込み、復興を支えようとがんばっている。

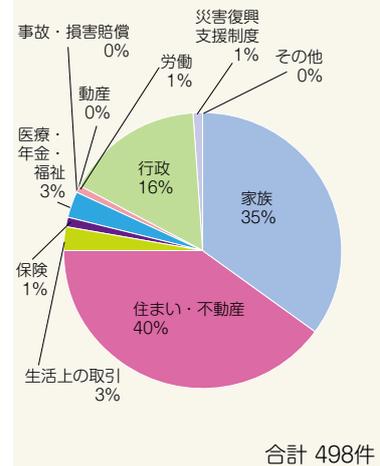
### 資料 特-11

#### 震災法律相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



### 資料 特-12

#### よろず相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



●法テラス大槌（平成24年3月10日開所）／岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3

# 「ありがたい」の声。資力を問わず、相談無料 —法テラス気仙

## 足を運び、 法的ニーズをすくう

平成25年3月24日、震災後全線不通となっていた三陸鉄道南リアス線の盛一吉浜間が運行再開するという頃、盛駅から徒歩10分ほどの場所に、気仙出張所はオープンした。同月27日法テラスと岩手県は、東日本大震災被災者の生活再建のための総合的な相談支援について協定を結んだ。これに基づき、法テラス気仙で行われているよろず相談には、県から各種専門家を派遣されている。法テラス気仙の移動相談車は近隣の市町村で行う県と共催の相談会等でも活躍している。

開所から日の浅い気仙出張所では、法テラスを知ってもらう取組みに注力してきた。鈴木淳二主幹をはじめ職員3名が大船渡の仮設住宅1800戸、陸前高田と住田の2000戸を、チラシを手渡し説明して歩く。仮設回りの中で、人々と会話が生まれ「姉が今朝亡くなった」「相続の相談をしたい」といった困りごとに耳を傾け、法テラスの相談へと導く。情報が届きにくい一人暮らしの高齢者も多い。職員が近くまで足を運ぶことの大切さを痛感するという。

自治体と連携した広報は、最前線で活動する出張所の援護射撃となっている。俳優・西田敏行氏起用のTVCMの相乗効果もあり、相談件数は大きく伸びた。毎週行っている巡回出張相談のニーズも高い。

## 特例法をきっかけに、 地域の底上げ

被災者の中には、生活が苦しく相談後の法的手続に進むことができない人も多い。資力要件を問わずに無料相談を受けられる、立替金の償還が猶予されることは、そうした方々の法律相談への心のハードルを下げているという岩淵係員。利用者から「無料相談でよかった、ありがたい」という声をいただくことも。

震災後、被災地で役に立ちたいと思い法テラス職員の道を選んだ近江係員は、「法テラスをもっと早く知っていればよかった」とおっしゃる相談者は多いという。

東日本大震災以前この地域では、困りごとは地域や家族の力で乗り越えるものだと考えられ、司法の力に頼ることをあまりしなかったという。鈴木主幹はいう、「特例法が施行されたことをきっかけに、今まで法律相談をしたことがない人にも来てもらえるようにしたい。まずはなんでも相談してみる、法律相談に慣れる、法律を自分のために使うという意識が変わってほしい」

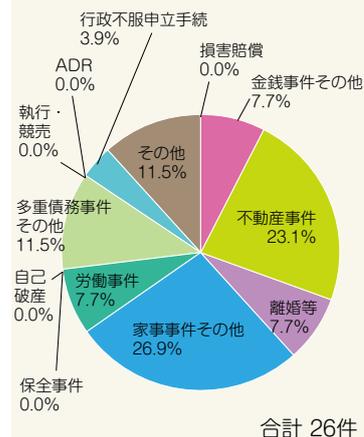


左から岩淵行夫係員、鈴木淳二主幹、近江祐香係員

●法テラス気仙（平成25年3月24日開所）／岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9-5

### 資料 特13

#### 震災法律相談件数及び内訳 (平成25年3月24日～平成25年3月31日)

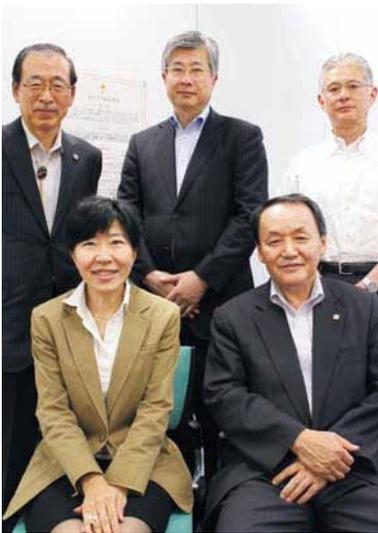


### 資料 特-14

#### よろず相談件数及び内訳 (平成25年3月24日～平成25年3月31日)

家族	4件
住まい・不動産	1件
合計	5件

# 座談会 被災地法的支援の現状とこれから ～法テラスの役割とは



出席者

我妻 崇(宮城地方事務所所長)  
佐々木廣充(福島地方事務所所長)  
石川 哲(岩手地方事務所所長)  
佐川 孝志(本部特別参与)

司会

原 若葉(本部第一事業部長)

## 震災特例法の意義と その結果

**原** まずは、平成24年4月から施行された法テラス震災特例法について、お尋ねします。被災地では、民事法律扶助と震災援助を合わせた平成24年度の法律相談援助件数が、平成23年度(民事法律扶助のみ)と比べて非常に伸びています。宮城で179%、福島で304%、岩手では23.4%です。やはり、法テラス震災特例法の効果は大きいとみてよいのでしょうか。

**石川** 岩手はもともと扶助の資力要件を充たす人が多いのですが、要件を聞くのと聞かないのでは大きく違います。特に行政

からの紹介で、『無条件で無料』はとても大きい。

**我妻** 資力要件がなくなったから対象者が増えたという感覚はないですね。一つの制度として「震災相談が気軽にできる」ということが浸透したのではないのでしょうか。

**佐々木** 福島県弁護士会は震災直後から、会の負担で無料法律相談をしていましたが、特例法ができてより使い易くなったと思います。

**石川** 岩手弁護士会の法律相談センターは震災相談場所として指定を受けていますが、特例法ができ無料化が進んでからは、常に相談枠が埋まるような状態になっています。

**佐川** 震災特例法の意義は、その出来方にもあります。被災者に資力要件を聞くななんてナンセンスという現場の声が立法府につながり、法律が成立したことは素晴らしいと思います。

**原** 相談は飛躍的に伸びているのですが、代理援助はそこまで伸びていません。なぜでしょうか。

**佐々木** 福島は代理援助も前年比144%と割と伸びているのですが、これは原発ADRへの申立への援助がほとんどで、その他の事件は横ばいです。

**我妻** 弁護士等への依頼に踏み切るには、相談と違うハードルがあるということでしょう。

**佐川** 私は、阪神淡路大震災の時

も、扶助協会で被災者援助に関わっていました。阪神淡路では代理援助が増えたのですが、事件としては借地借家が多かったです。都市部の直下型地震と今回の三陸沿岸部では、被害状況も法的環境も違うのでしょうか。

**原** 特例法は震災から約1年後に施行されたのですが、時期が遅いということはありませんか。

**石川** 相談に関してはもっと早く実現していれば、と思いますが、代理については遅いとは思いません。代理が増えないのは、岩手でいえば宮沢賢治の詩に象徴されるような、争いごとは避けたいという県民性と、償還制であることがネックになっているのではないのでしょうか。

**佐々木** 今年に入って不動産の補償通知が来たので、福島ではある程度増えるかもしれません。

**原** 被災者の法的ニーズは、時間の経過とともに変容はするけれど、減っていないのではないかと思います。

**我妻** 時期による法的ニーズの変化はあるでしょうね。集団移転の不動産の問題もこれからです。償還については、やはり給付制が理想ですが、せめて、被災者の実情に応じて免除の範囲を広げることも検討すべきです。

**原** 初動をスムーズにという点からは、震災特例法が、大規模災害が起きたらすぐに発動できるような形の法律であったなら

ば、ということも考えられますが、  
どうでしょうか。

**佐々木** 発動基準や適用範囲が厳格であれば、そのような形でもよいと思います。

**我妻** 今回の特例法は、宮城に関して言えば対象範囲が広すぎではないかという印象を、個人的には持っていますし、弁護士会からもそのような批判があります。

**佐々木** 放射能という被害の性質からして、福島は県下全域で妥当だと思います。逆に、原発事故の被害については、例えば千葉の漁民の方なども風評被害で苦しんでいるのに対象とならないなど、特例法でカバーできていない面もあります。範囲が適切であったかは、後日の検証ということになるでしょう。

### 被災地出張所

**佐々木** 福島は被災地出張所の設置が一番遅れたのですが、どこに作るかについて、現場と法テラス本部の意見がかみ合わなかったのが原因でしょう。本部は、当初、相馬か南相馬といわき市を候補にしていたようですが、そこはもともとある程度の数の弁護士がいるエリアでした。

**原** 福島については、被害の大きい方ほど元の所にいないという特殊性があり、立地の選択は難しかったですね。浜通りに目が行きがちでしたが、避難先と弁護士の分布をみて、福島第1号としては中通

りの二本松を候補にしました。

**我妻** 宮城の出張所が出来たのは平成23年秋以降ですが、法テラスと仙台弁護士会に共通の使命感のようなものがあり、その年の6月頃には出張所設置の合意自体はできていました。

**石川** 岩手の場合、山田町には弁護士会が法律相談センターを作りましたが、大槌町には設置できる場所が全くなかったのです。そのうち、法テラスが南三陸町から敷地提供を受けて出張所を建てたという話を聞き、大槌町が、大槌もこの方法でと、法テラスと話を進めることになりました。

**佐川** 被災地に法的支援の拠点が必要だということは、震災直後から考えていました。宮城の3か所の場所は仙台弁護士会と相談して決めました。岩手は大槌、次は陸前高田と考えていたのですが、日弁連が大船渡に設置予定だったひまわり基金法律事務所を陸前高田に作ったので、法テラスは大船渡で調整しました。

**我妻** 第1号でパイオニア的な事

務所となった南三陸では、菊田清一主幹を始めとする職員の献身的な活動で、法テラスを知らない人はいないんじゃないかと思うくらい、地域に根付いています。

**佐々木** 地元で職員を採用したのも、よかったですね。行政出身者の登用も効果的だと思います。

**我妻** 仮設住宅を一軒一軒まわったり、自治体と日常的な連携をとったりするといった出張所の活動の仕方は、これまで弁護士が気づけなかったアウトリーチの大切さを気づかせてくれました。その一方で、『法テラスはやりすぎる』と弁護士会から言われることもあります。

**佐々木** 二本松は人の集まれる会議室があるので、7月には司法書士による相続登記のセミナーを開き好評でしたよ。秋には2回目を企画したいと思っています。

**原** 大槌は、弁護士の派遣が毎日ではありませんが、休日・夜間の相談を行っていますね。

**石川** 休日・夜間相談は好評で、最近枠を増やしました。岩手は1





■我妻 崇／宮城地方事務所所長  
平成24年4月に所長に就任。法テラス前身の法律扶助協会からかかわってきた。



■佐々木 廣充／福島地方事務所所長  
平成24年4月に所長就任。以前より民事法律扶助審査委員、福島県弁護士会会長を務めてきた。



■石川 哲／岩手地方事務所所長  
法テラス設立以来7年間副所長を務め、平成25年4月から現職。

出張所に対して12人の弁護士を交代で派遣するというクルー制をとっています。決まった弁護士が行くことで、その土地特有の事情や復興計画の進展などに対応することができます。

**原** 被災地出張所は、法律相談だけではなく、各専門士業による「よろず相談」や移動相談車の「法テラス号」といった特徴もありますが、そのあたりはいかがでしょう。

**石川** よろず相談は意義のあることと思いますが、件数はあまりありません。法テラス号は、法テラスのステッカーを付けた車が走っていること自体による広報効果も大きいでしょう。リアス式海岸の小さな半島の先まで走っていきますからね。

**佐々木** よろず相談も、その宣伝ができること自体に意味はあると思います。ふたば出張所では、二本松出張所と連携してテレビ電話相談もできるようになっています。これも利用件数は少ないですが、宣伝効果は高いです。

### 原発事故による被害への対応

**原** 東日本大震災では、原発事故という経験したことの無い問題が発生しました。原発事故被害への対応について、福島の実地の状況などお話しいただけますか。

**佐々木** 福島では、地震・津波による被害は天災としても、原発

事故による被害は東京電力と国による人災であると考えています。被害の範囲が広く、今後どうなっていくかもわからないまま、今なお約15万人の避難者がいます。福島県弁護士会では、弁護士会の制度として救済センターを作り、弁護団の紹介もしています。被害者という一方の立場で弁護士会がここまでするのは珍しいのですが、県民全体が被害者という事態を重くみてのことです。

**佐川** 法テラスは、浪江町避難者が多い二本松市と、双葉郡の広野町に出張所を作りました。広野町は帰還が始まったところでまだそれほど人はいないのですが、コストパフォーマンスというより、原発の間近に支援拠点を置くという精神を重視しました。

**原** 法テラスふたばの設置を海外で報告すると、よく原発から22kmのところで作ったと感心されます。

**我妻** 宮城にも避難者は多いですし、海産物等の風評被害も深刻なのですが、PR不足のせいか、原発関連の事件数は少ない。埋もれている被害を顕在化させるのも、法テラスの役目かもしれません。

**佐々木** 東電への未請求者が約1万人いると言われていています。時効の問題が特に深刻です。原発事故については時効の適用外であるという立法を勝ち取りた

いと考えています。

**佐川** 法テラスから未請求者への働きかけをしたいと思い、東電に未請求者のリストをいただけないかと言ったら、個人情報なので断られたことがあります。

**佐々木** 個人情報の壁はありますね。未請求者問題については、弁護士会が自治体と何らかの協働ができないかと働きかけています。原発事故の被害は、前例がなく、今後長期間不確定なマイナス要因を背負っていくのですから、被害分の補填・補償だけではなく、それに上乗せした積極的な復興策が必要です。

### 今後の法テラスの役割など

**原** 最後に、復興と法的支援について、現状の問題点とこれからの課題、法テラスの役割などについてお話しいただけますか。

**石川** 被災地ニーズ調査の結果や現場での相談活動などを通じて、法的問題を抱えているのに気付いていない人が多いということ、改めて認識しました。例えば、身近な問題を紙芝居仕立てにしてやさしい言葉で説明した後、個別の相談会を開くと、これまで無関心だった人も相談したいと言ってくるのです。弁護士はこれまで、かみ砕いて説明をしたり、自ら歩み寄りたりということが少なかったのかもしれないかもしれません。スタッフ弁護士をそのような活動に活用できない

かと思っています。

**我妻** 被災者の法的なニーズはまだまだなくなる、と考えています。仮設住宅は倉庫に住んでいるような感じでストレスがたまりますし、将来の見通しが立たない中さまざまなものが鬱積し、DVや虐待につながるケースもあります。二重ローンガイドラインの利用に際しても、専門家の役割は大きいです。

**佐々木** 福島では問題はさらに複雑です。賠償の問題では、法テラスの役割は大きいと考えられます。しかし、原発関連産業に就いている人も結構いましたし、故郷への帰還についていえば、世代間や性別での意識差は大きい。若い世代はもう新天地で新しい生活を築き始めているという状況もあり、崩壊した地域社会を再生するのは容易なことではありません。一層の積極的な支援が必要です。

**佐川** 法テラスは、平成25年度から被災自治体へのスタッフ弁護士の派遣を始めました。この活動も発展させていきたいと考えています。

**我妻** 法テラスの活動が大きくなるにつれ、弁護士会との関係も複雑になってきています。

**佐々木** 弁護士会のすべきこと、法テラスのすべきことの役割分担及び協力が必要でしょう。

**原** 震災援助にしても、民事扶助にしても、国選弁護にしても、

その担い手は弁護士であることがとても多い。法テラスの業務が増えるということは、弁護士など法律専門家の業務が増えるということです。お互いのがんばりが被災者や利用者のために役立つのだという、共通の使命感や目的意識をもって今後も協力をしていければと思っています。本日はありがとうございました。

(平成25年7月29日宮城地方事務所にて)



■佐川 孝志／本部特別参与  
平成23年1月から平成25年3月まで本部事務局長を務め、以降現職。



■原 若葉／本部第一事業部長  
平成24年4月から第一事業部長。それまでは発展途上国の法整備支援等に携わってきた。

# 東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査

## 1 被災者の法的ニーズ調査の概要

法テラスでは、平成24年11月から12月にかけて、被災者の法的ニーズの実態を明らかにするために、「東日本大震災の被災者の法的支援に関するニーズ調査」（以下、本調査という）を実施した。これは、東日本大震災の被災者の法的ニーズを総合的・系統的に明らかにする調査としては、初めての試みである。平成25年度中には、アンケート形式で行った本調査に続きインタビュー調査を行い、報告書としてまとめる予定である。

本調査では地域の特性ごとに違いがあるかどうかを検証できるよう、以下の観点から5つの対象地域を選定し、仮設住宅入居者を対象に、訪問留置回収法で調査を行った（有効回答数1,598）。

### 【宮城県】

- ①法律事務所が多数存在する都市部の地域（仙台市）
- ②法律事務所のない沿岸部において法テラス出張所が設置されている地域（南三陸町）
- ③法律事務所のない沿岸部において法テラス出張所が設置されていない地域（女川町）

### 【福島県】

- ①東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い警戒区域に指定されている（調査当時）地域（浪江町 ※浪江町住民が避難する二本松市で調査を実施）
- ②同警戒区域に指定されていない地域（相馬市）

なお、本調査では、一般の法律問題（全対象地域）と原発事故に関連する法律問題（二本松市、浪江町のみ）に分けて質問をしている。

## 2 一般の法律問題

### (1)被災者の法的ニーズ

東日本大震災発生当時からこれまでに何らかの法律問題を体験したと回答したのは、約4割にあたる39.5%である。単純に比較することはできないが、法テラスが平成20年に実施した「法律扶助へのニーズ調査及び利用状況に関する調査」の結果と比べると、平成20年調査の結果では、過去5年間に何らかの法律問題を体験した回答者の比率は25.2%となっており（同報告書21頁）、本調査はそれより約10%以上高い数字を示している。

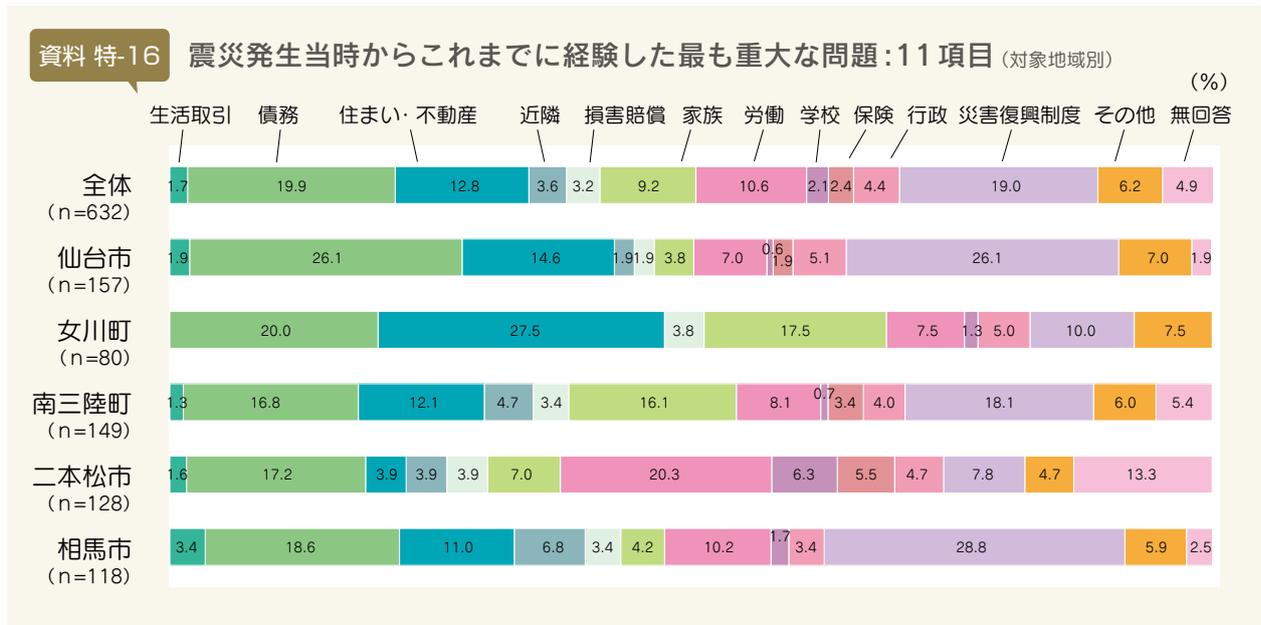
資料 特-15 震災発生当時からこれまでに体験した問題（対象地域別）

(%)

	生活取引	債務	住まい・不動産	近隣	損害賠償	家族	労働	学校	保険	行政	災害復興制度	その他	問題経験なし	わからない	無回答
全体 (n=1598)	3.1	12.8	9.7	5.4	3.5	6.8	9.2	1.9	7.5	8.3	15.5	2.8	52.5	6.6	1.4
仙台市 (n=345)	4.6	18.0	14.2	6.1	3.8	5.2	8.1	0.9	7.2	10.4	22.3	4.3	43.5	10.4	0.6
女川町 (n=346)	0.6	5.8	7.5	0.6	0.9	5.2	3.8	0.6	1.4	2.3	4.3	1.7	75.7	1.2	-
南三陸町 (n=342)	3.2	12.9	12.6	5.8	2.9	10.8	7.9	0.3	10.5	9.6	17.5	2.9	49.1	6.7	0.6
二本松市 (n=220)	5.5	14.5	5.9	12.7	8.2	10.0	22.7	10.0	14.1	12.7	14.5	3.2	24.1	9.5	8.2
相馬市 (n=345)	2.6	13.3	7.0	4.6	3.5	4.1	8.4	0.9	6.7	8.1	18.6	2.0	59.7	6.1	-

(2)「最も重要な問題」の地域特性

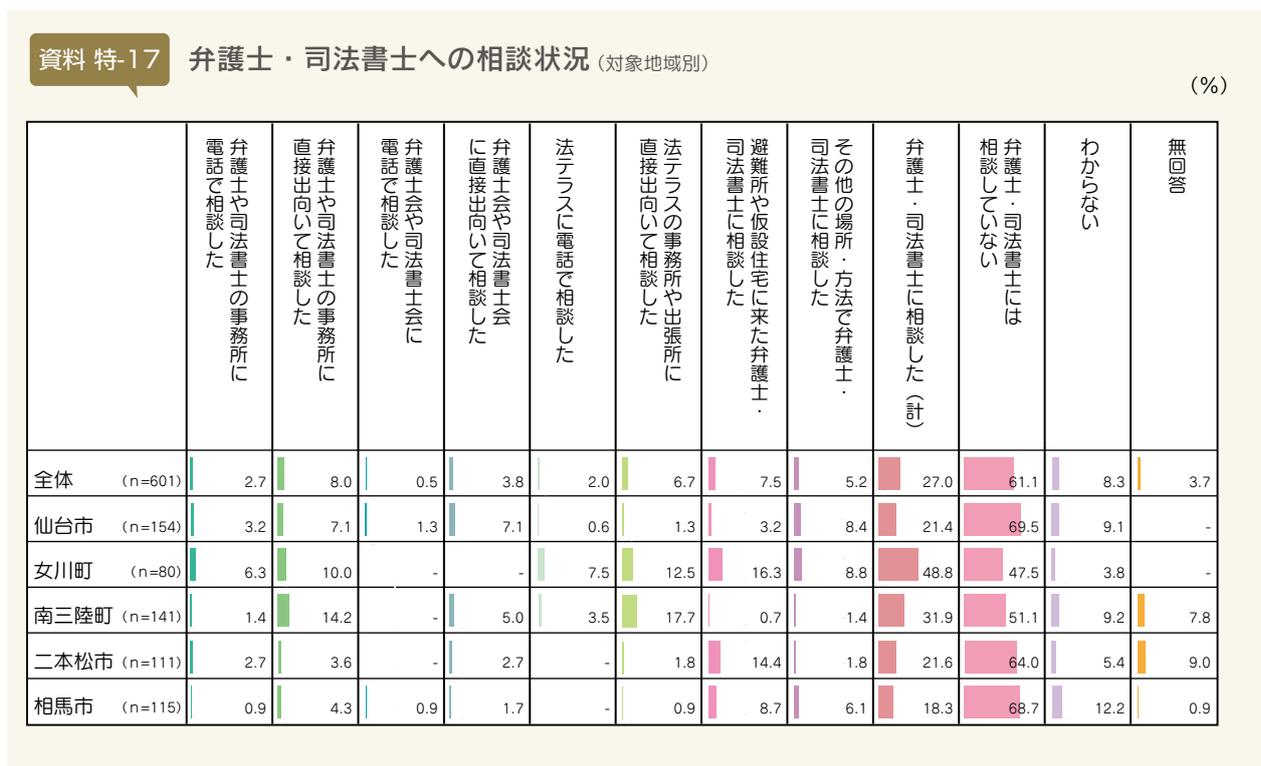
震災後に経験した問題のうち「最も重大な問題」結果は、以下のとおりである。仙台市及び相馬市では災害復興制度（自治体による土地の買い上げなど）が、女川町や南三陸町では、「相続・遺言」が、二本松市（浪江町）では「解雇・雇い止め」、「子どものいじめ等」が多いなど、被災や復興の状況を反映して地域差が生じている。



(3)法律専門家への相談と相談しない理由

法律専門家への相談状況は特-17のとおりである。避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に相談したとの割合が高いことが分かる。

「最も重大な問題」を解決するために法律専門家へ相談をしたのは27%となっており、女川町、南三陸町で相談している割合が高い。



相談しない理由としては、全体としては、「相談をしても無駄だと思うから」「時間や手間がかかりそうだから」が多いが、仙台市においては「費用がかかりそうだから」が高く、女川町においては「自分で解決したいから」が多いなど地域差がみられる。

資料 特-18 弁護士・司法書士に相談しない理由 (対象地域別)

(%)

	相談しても無駄だと思うから	時間や手間がかかりそうだから	費用がかかりそうだから	弁護士や司法書士に相談するほどの問題ではないから	弁護士・司法書士の知り合いがないから	分野が違つと思うから	自分で解決したいから	敷居が高いから	事務所が近くにないから	他人に知られたくないから	他の専門家に相談するから	その他	わからない	無回答
全体 (n=367)	28.1	26.2	26.2	15.8	12.3	12.0	10.9	7.9	6.0	5.4	5.2	10.9	8.4	0.5
仙台市 (n=107)	33.6	31.8	39.3	10.3	11.2	4.7	12.1	10.3	8.4	3.7	0.9	8.4	7.5	-
女川町 (n=38)	15.8	15.8	15.8	7.9	2.6	10.5	18.4	-	2.6	5.3	13.2	15.8	15.8	-
南三陸町 (n=72)	15.3	13.9	12.5	20.8	11.1	11.1	8.3	5.6	5.6	5.6	6.9	18.1	6.9	1.4
二本松市 (n=71)	25.4	33.8	25.4	23.9	15.5	18.3	11.3	9.9	5.6	8.5	7.0	11.3	5.6	1.4
相馬市 (n=79)	40.5	27.8	26.6	15.2	16.5	17.7	7.6	8.9	5.1	5.1	3.8	5.1	10.1	-

(4)法律専門家への相談と問題の解決状況

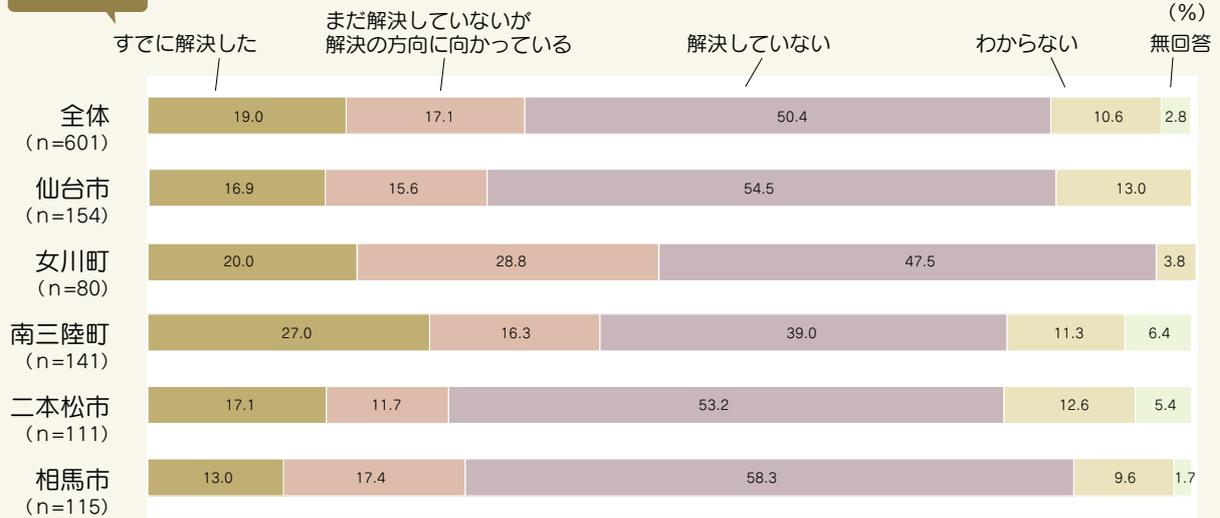
法律専門家への相談と解決状況についてみると、法律専門家に相談している場合に、「すでに解決した」「解決の方向に向かっている」の回答を合計すると51.8%となるのに対し、相談していない場合には同合計が32.7%と、相談した場合に解決ないし解決方向に向かっているケースが多い。

資料 特-19 法律専門家への相談と問題の解決状況

	全体	すでに解決した	まだ解決していないが解決の方向に向かっている	解決していない	わからない	無回答
全体	601	19.0	17.1	50.4	10.6	2.8
弁護士・司法書士の事務所に電話で	16	25.0	37.5	25.0	12.5	-
弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて	48	14.6	27.1	50.0	8.3	-
弁護士会・司法書士会に電話で	3	-	66.7	33.3	-	-
弁護士会・司法書士会に直接出向いて	23	21.7	26.1	43.5	4.3	4.3
法テラスに電話で	12	50.0	25.0	25.0	-	-
法テラス事務所や出張所に直接出向いて	40	27.5	30.0	35.0	7.5	-
避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に	45	24.4	22.2	46.7	6.7	-
その他の場所・方法で	31	22.6	19.4	54.8	3.2	-
弁護士・司法書士に相談した(計)	162	25.9	25.9	41.4	6.2	0.6
弁護士・司法書士に相談していない	367	17.7	15.0	55.9	10.6	0.8
わからない	50	12.0	12.0	42.0	30.0	4.0
無回答	22	4.5	-	45.5	-	50.0

「最も重大な問題」の解決状況に関する地域差は以下のとおりである。

資料 特-20 「最も重大な問題」の解決状況 (対象地域別)



### 3 原発事故に関連する法律問題

#### (1) 法律問題の経験率と解決状況

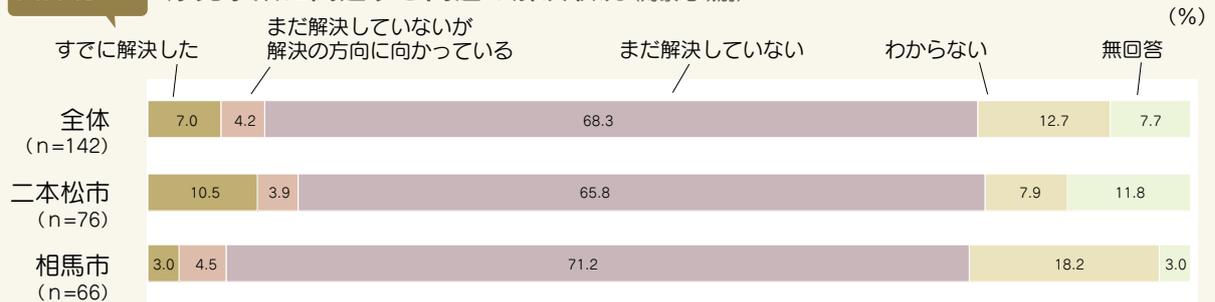
原発事故に関連して問題を経験したことがあるかについての質問の結果は下表のとおりである。「特にない・わからない」という回答が最も多くなっており、問題と認識していない被害者が多いことが分かる。

資料 特-21 原発事故に関連する問題 (対象地域別)

	損害賠償 (慰謝料以外) の請求	慰謝料の請求	原発事故に 関するその他の問題	特にない・ わからない	無回答
全体 (n=565)	19.8	8.1	5.8	69.0	5.8
二本松市 (n=220)	28.2	10.9	10.0	52.3	13.2
相馬市 (n=345)	14.5	6.4	3.2	79.7	1.2

「原発事故に関連する問題」について解決状況に関する質問については、「すでに解決した」「解決の方向に向かっている」との回答は11.2%となっており、一般の法律問題についての同様の回答が36.1%であるのに対して低くなっている。

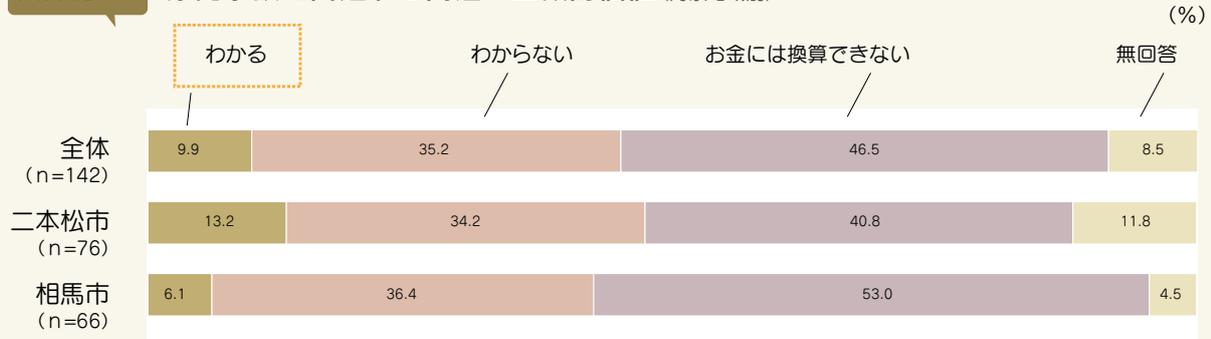
資料 特-22 原発事故に関連する問題の解決状況 (対象地域別)



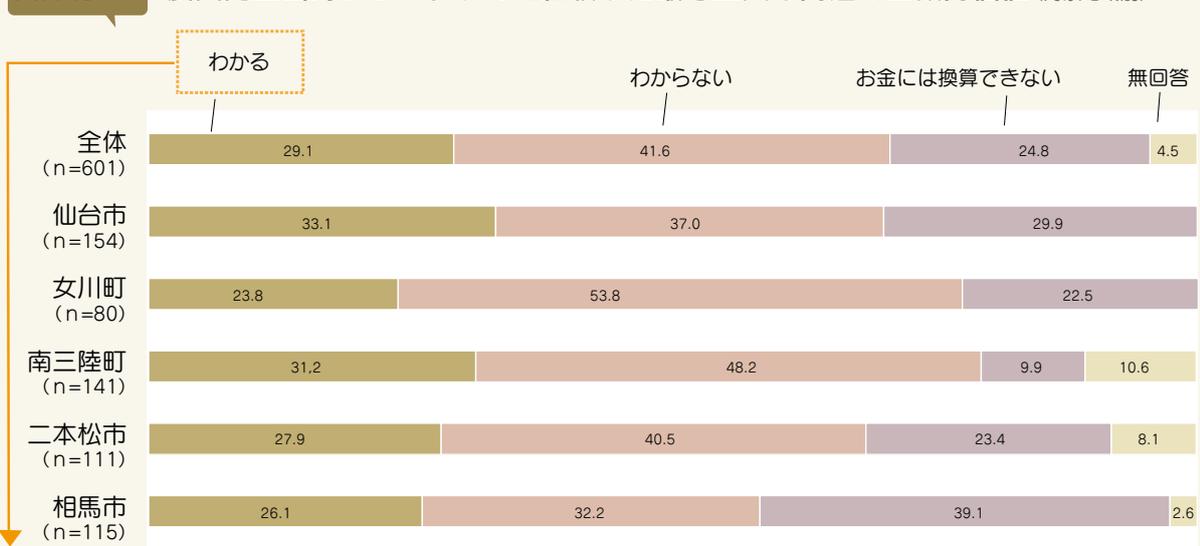
## 4 金額への換算

原発事故に関連する問題の金額への換算に関する質問では、「お金には換算できない」との回答が最も多く、「わかる」との回答は9.9%であった。一般の法律問題に関する同様の質問への回答結果（特-24）と比較すると、原発事故に関連する問題については「お金には換算できない」との思いが強いことが分かる。

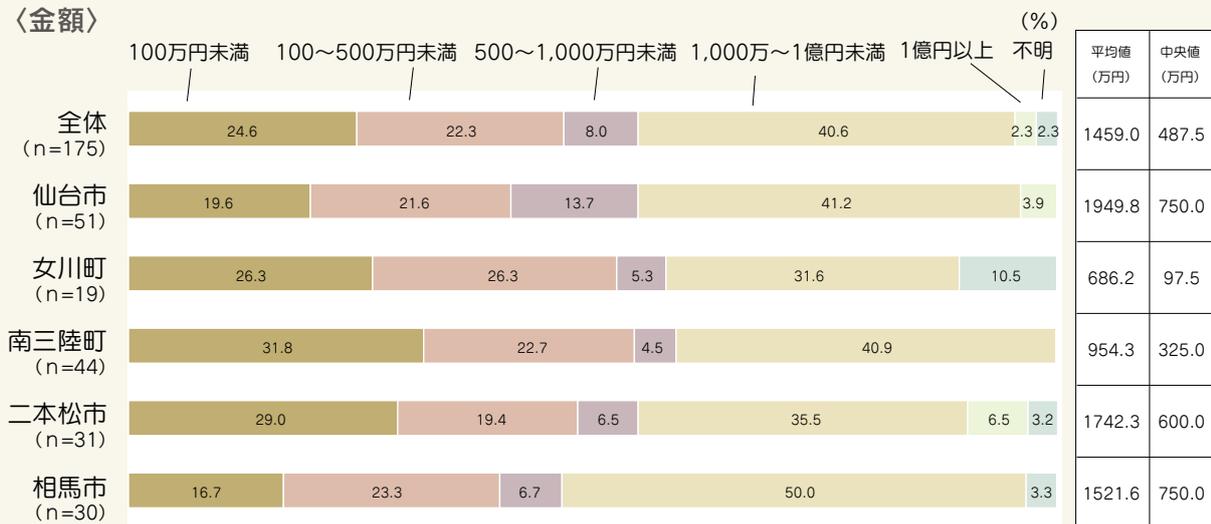
資料 特-23 原発事故に関連する問題の金額的価値（対象地域別）



資料 特-24 震災発生当時からこれまでに経験した最も重大な問題の金額的価値（対象地域別）



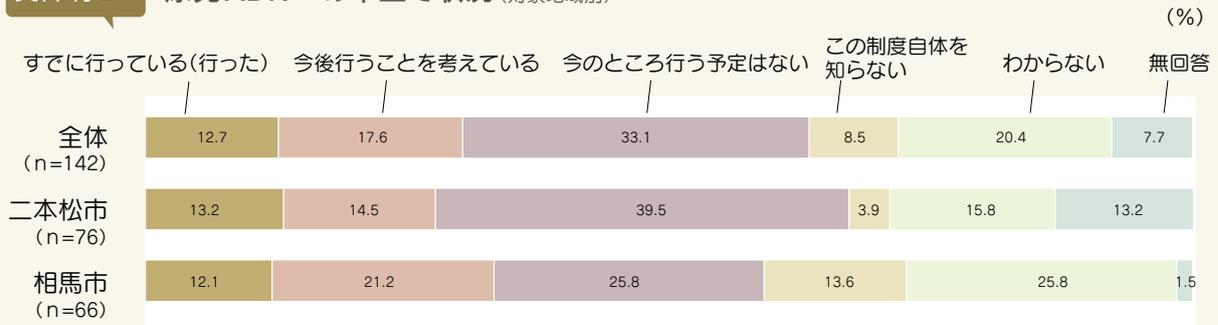
### 〈金額〉



## 5 原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）への申立て

原発ADRへの申立て状況については、特-25である。申立てにつき法律専門家への手続き依頼状況は特-26のとおりである。原発ADRへの申立てを行わない理由は、「時間や手間がかかりそうだから」「申立てを行っても無駄だと思うから」との回答が多い。

資料 特-25 原発ADRへの申立て状況（対象地域別）



資料 特-26 弁護士や司法書士への原発ADR申立て手続きの依頼状況（男女別・対象地域別）

		すでに依頼した	今後必要が しあれば依頼 しようと思う	依頼して いない （予定はない）	わからない	無回答
全体	(n=43)	25.6	41.9	7.0	16.3	9.3
性別	男性 (n=23)	21.7	43.5	8.7	13.0	13.0
	女性 (n=20)	30.0	40.0	5.0	20.0	5.0
現在居住地	二本松市 (n=21)	28.6	38.1	9.5	4.8	19.0
	相馬市 (n=22)	22.7	45.5	4.5	27.3	-

資料 特-27 弁護士や司法書士への原発ADR申立てを行わない理由

		時間や手間がかかりそうだから	申立てを行っても無駄だと思うから	費用がかかりそうだから	自分で解決したいから	頼める弁護士や司法書士を知らないから	高いから	センターの敷居が高いから	申立てを行うほどの問題ではないから	他の方法をとるから	頼める弁護士や司法書士が近くにいないから	分野が違つと思うから	他人に知られたくないから	その他	わからない	無回答
全体	(n=47)	53.2	38.3	21.3	8.5	6.4	6.4	6.4	2.1	-	-	-	4.3	14.9	4.3	
性別	男性 (n=25)	60.0	40.0	16.0	12.0	4.0	8.0	4.0	4.0	-	-	-	4.0	8.0	-	
	女性 (n=22)	45.5	36.4	27.3	4.5	9.1	4.5	9.1	-	-	-	-	4.5	22.7	9.1	
現在居住地	二本松市 (n=30)	60.0	40.0	16.7	13.3	6.7	6.7	6.7	3.3	-	-	-	3.3	10.0	3.3	
	相馬市 (n=17)	41.2	35.3	29.4	-	5.9	5.9	5.9	-	-	-	-	5.9	23.5	5.9	

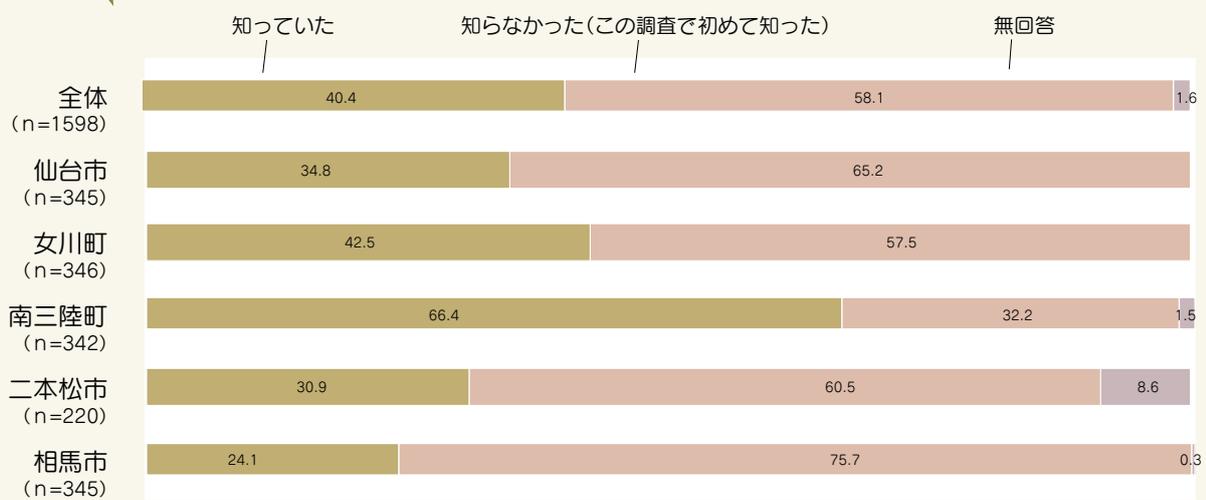
## 6 法テラスの役割

### (1) 法テラスの認知と利用意向

法テラスについて、本調査以前から「知っていた」割合は、全体としては40.4%と全国を対象にした認知度調査の結果とそれほどの差はないが（本書148頁参照）、南三陸での調査では認知率が66.4%と際立って高くなっている。

また、法テラスの認知状況と、法テラスの無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替の利用意向との関係を見ると、法テラスを「知っていた」と回答する場合にこれらのサービスを「利用しようと思う」との回答が多い傾向がみられる。

資料 特-28 法テラスの認知状況（対象地域別）



資料 特-29 法テラスの認知状況と無料法律相談の利用意向

		全体	利用しようと思う	利用しないと思う	わからない	無回答
全体		1598	31.0	19.1	48.0	1.9
認知	知っていた	645	43.1	19.7	36.3	0.9
	知らなかった	928	23.2	18.9	57.0	1.0
	無回答	25	8.0	12.0	16.0	64.0

資料 特-30 法テラスの認知状況と弁護士・司法書士費用の立替制度の利用意向

		全体	利用しようと思う	利用しないと思う	わからない	無回答
全体		1598	19.1	23.2	54.9	2.8
認知	知っていた	645	27.6	23.7	47.3	1.4
	知らなかった	928	13.5	23.2	61.4	1.9
	無回答	25	8.0	12.0	8.0	72.0

## (2) 法テラス出張所の効果

調査地の中で唯一法テラスの出張所が設置されている南三陸町は、いくつかの点で特徴的な傾向を示している。前述のように法テラスの認知度が他地域より際立って高いこと、法律専門家へ相談したとの回答が多く、相談先内訳としては法テラスの事務所や出張所の割合が他の地域より高いこと（前出：特-17）、「もっとも重要な問題」の解決状況について「すでに解決した」との回答の割合が27%と他地域より高いこと（前出：特-20）などである。

この結果は、法テラス出張所の開設が法律専門家への相談を促進し、それを通じて問題解決につながっている可能性を示唆している。

